

令和3年10月6日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和3年10月6日(水)
14時00分～17時00分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について 5件
議案第22号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請
について 1件
議案第23号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 非農地通知について
3) 業務報告・予定
4) その他

出席委員 20名

1番 宇川 傳 治	11番 石丸 正 明
3番 中村 重 樹	12番 谷口 修
4番 坂田 信 一	13番 宮西 勝 昇
5番 日光 善 治	14番 加賀 谷 良 雄
6番 三輪 和 雄	15番 高田 太 衛
7番 吉江 秀 一	16番 碓 善 秋
8番 前田 真 一 郎	18番 沼田 吉 雄
9番 西尾 和 三 郎	19番 渋谷 忠 司
10番 多田 博 次	20番 唐島 隆 夫

欠席委員 2番 田 悟 敏 子 17番 木 村 鉄 雄

令和3年10月6日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>皆さん、ご苦勞様です。皆さんお揃いですので、時間前ではございますが、農地パトロールの前に挨拶をさせていただきたいと思えます。今年の秋の天候は非常に良く、農作業も順調に進んだかと思えます。昔は稲刈りが終われば農作業は終わりでしたが、今は来期に向けての作業など1年中忙しくなりました。本日の農地パトロールにつきましては、先日、農地検討委員会で選定された場所を回っていただきたいと思えます。</p>
会長	<p>それでは、議案審議の前に、農地パトロールを行いたいと思えます。農地パトロール終了後、こちらに戻り、議事に入りたいと思えます。それでは、事務局より農地パトロールについて説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(農地パトロールについて 説明)</p> <p>それでは、ただ今から出発いたします。正面玄関にマイクロバスを用意しておりますので、農地パトロール調査箇所の資料をお持ちのうえ、バスに乗車してください。</p>
	<p>〈農地パトロール〉</p>
	<p>〈帰庁〉</p>
会長	<p>皆さん、ご苦勞様でございました。今回の農地パトロールは非常に判断が難しいと思えますが、事務局と相談しながら、判断していただければと思えます。よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会10月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は18名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は、田悟委員さんと木村委員さんとなっております。本日の議事録署名委員を指名いたします。12番の谷口委員さん、13番の宮西委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p>

	<p>○議案第20号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第21号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計5件</p> <p>○議案第22号 「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」 計1件</p> <p>○議案第23号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、4件の付議議案となっております。 それでは議案第20号「農地法第4条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第20号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号5番は、申請者が〇〇さんです。申請地は、〇〇177-3、登記地目は畑、現況地目は宅地になっております。面積は75㎡で、昭和60年頃から車庫敷地として違反転用されており、今回転用申請を行おうとするものです。位置図については1ページから3ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号5番について、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告いたします。申請地の〇〇177-3の畑ですが、なぜ違反転用になったかと言いますと、申請者の〇〇さんのお父様が車庫を建てられたものを、〇〇さんがそのまま引き継いだということです。今まで畑で来ていた固定資産税が、宅地で案内が来たことで、調査をしたところ車庫の下が畑のままになっていたことが判明したため、今回すぐに転用申請をされました。昭和59年頃、県道〇〇線の拡幅工事によって、後ろに下がって畑地の中に入ってしまったということです。詳しいことはわかりませんが、当時、拡幅工事をした際に、町内や県が、全ての手続きをしておくという話があったそうで、きちんと手続きがしてあると思っていたとのこと。土地改良区、町内会の役員からの同意</p>

	も得ておりますし、始末書も提出されております。実際に車庫が建っておりますので、ご理解をいただきまして、承認をいただければと思います。よろしく申し上げます。
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第20号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第20号については「承認」といたします。続いて、議案第21号「農地法第5条に規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。
事務局	<p>議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書2ページと3ページになります。受付番号21番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。申請地は〇〇177-4、登記地目が畑、現況地目は宅地になっております。面積が10㎡で、昭和59年頃から車庫敷地として違反転用されており、今回転用申請を行おうとするものです。位置図については、4ページから6ページをご覧ください。車庫敷地についてですが、5ページの公図の黄色い部分が宅地で、今回の申請地が赤い部分の畑10㎡です。その間の白い部分が小矢部市の用排水路になります。こちらについては、小矢部市と〇〇さんとの間で、私有財産売買契約がされております。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号21番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	こちら、先ほどの〇〇さんと同じような案件で、昭和59年頃の道路の拡幅工事の時に、車庫を後ろに下げたそうです。その際に、後ろの土地がご自分の土地だと思っていて、町内や県にお任せして進めてい

	<p>ったようです。〇〇さんも今回、〇〇さんから聞いて初めて知り、すぐに申請されました。後ろに下がった 10 m²に関する申請となります。〇〇さんも知らなかったということで、本当に申し訳ないということでした。町内からの同意書等も出ておりますし、すでに建物が建っておりますので、ご理解をいただきまして、承認をいただければと思います。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に受付番号 2 2 番について、事務局より説明をしていただきます。</p>
事務局	<p>受付番号 2 2 番は、使用貸借権の設定ということで貸人が〇〇さん、借人が〇〇さん、〇〇さんのご夫婦になります。〇〇さんは〇〇さんの父親です。申請地が、〇〇69 外 1 筆で、登記地目が田、現況地目は一部宅地です。2 筆の合計面積が 417.91 m²で、昭和 44 年頃から申請地の一部が農作業場として違反転用されており、今回農家分家住宅及び農作業場敷地として転用申請を行おうとするものです。位置図については、7 ページから 11 ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号 2 2 番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、報告いたします。息子さん夫婦は、現在〇〇にお住まいですが、ご両親が高齢のため、隣接地に住宅を建てることになりました。また、土地の相続や、建築の許可等を申請したときに、現在建っている農作業場が田のままになっており、違反転用していたことが発覚しました。昭和 44 年頃に建築されたそうです。始末書と隣接耕作者、町内会長、生産組合長の同意書も提出されておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、ただ今の件について、何かご質問等はございませんか。</p>

会長	無いようですので、次に受付番号23番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>受付番号23番は、賃貸借権の設定ということで賃貸人が〇〇さん、賃借人が〇〇です。申請地は、〇〇351-1外1筆、地目は田です。2筆の合計面積が3,991㎡、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、12ページから16ページをご覧ください。青色の部分は、申請済で許可が出ている土地で、後ほどの事業計画変更と関連しております。今回、この赤い部分の2筆を追加するという事で申請されました。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号23番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	それでは報告いたします。申請地は〇〇351-1外1筆、譲渡人は小矢部市〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇です。〇〇さんにお話を伺ってきました。8月に申請があった農地の隣の2筆です。一緒に申請すればよかったのですが、少し遅れてしまったそうです。転用目的は砂利採取による一時転用です。地元の〇〇生産組合、町内会長の同意は得ておりますので、よろしく申し上げます。
会長	それでは、ただ今の件について、何かご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、次に、受付番号24番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>受付番号24番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。申請地が〇〇720-1、地目は田、面積が337㎡で、一般住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、17ページから20ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号24番につい

	て、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	ご報告いたします。申請地は、〇〇の〇〇720-1です。こちらは3種農地ということで、売買での所有権移転となります。譲受人の〇〇さんは、現在〇〇のアパートにお住まいですが、お子さんもおられるということで、こちらに一戸建てを建築したいということです。どうぞよろしくをお願いします。
会長	それでは、ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、次に受付番号25番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	受付番号25番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。申請地は、〇〇714-1です。地目は畑、面積が334㎡で、貸駐車場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、21ページから25ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号25番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	報告いたします。譲渡人は、受付番号24番と同じく、〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんです。地目は畑ですが、雑種地のような所です。転用目的は、〇〇に、もう1つ息子さんの不動産関係の会社があり、そちらの駐車場として利用したいということです。売買での所有権移転となります。よろしくをお願いします。
会長	それでは、ただいまの件につきまして、何かご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第21号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。

会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第21号については「承認」といたします。続きまして、議案第22号「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第22号の「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」ご説明いたします。議案書4ページをご覧ください。</p> <p>受付番号1番は、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請」の受付番号23番と関連するものです。位置図については、26ページから28ページをご覧ください。賃借人の〇〇が令和3年8月31日に砂利採取のための一時転用を行うため、6筆の合計面積17,376㎡について、8月31日付で許可を得ていますが、採取地として議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請」の受付番号23番の2筆3,991㎡を追加し、8筆の合計21,367㎡に事業計画を変更するものです。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号1番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、報告いたします。〇〇の〇〇さんの2筆の申請が追加されて、合計8筆の砂利採取のための一時転用の申請となりました。内容は事務局がご説明されたとおりです。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>それでは、ただ今の件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として、議案第22号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第22号については「承認」といたします。続きまして、議案第23号「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第23号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。5ページをご覧ください。小矢部市長より農地利用集積計画の制定について諮問がありました。</p>

	<p>内訳につきましては、6 ページの利用権設定集計にありますように、「3 年以上6 年未満」の利用権設定が1 件で、面積が 11,192.12 m² であり、新規となっております。</p> <p>「10 年以上」、「6 年以上10 年未満」、「1 年以上3 年未満」の利用権設定はございません。申請の内容は7 ページに記載のとおりです。これについては、農業経営基盤強化促進法第18 条第3 項の各要件を満たしていると考えております。以上です。</p>
会長	ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第23 号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第23 号については「承認」といたします。これで、付議議案はすべて終了いたしました。今回、協議事項はありません。</p> <p>次に、報告事項について事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>報告事項説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 農地法第3 条の3 第1 項の規定による届出 2) 非農地通知について 3) 業務報告・予定 4) その他連絡事項
会長	それでは、ただいまの件について、ご質問等はありませんか。
〇〇委員	農地パトロールの4 番ですが、たった 34 m ² しかない所をあえて農地とする必要があるのか、理由をもう一度教えていただけますか。この 34 m ² で、誰が何をするのでですか。
事務局	非農地の基準として、農地として使えるものは農地とするというのが基本で、積極的に非農地にしていくというものではありません。実際に山林になっており、もうどうしようもないというものについて非農地という判断をすると考えていただきたいと思います。こういう小さ

	い所をどうしていくかという問題もありますが、積極的に全部非農地にしていくというものではありません。
〇〇委員	今回、見本としてこの農地を選んだだけで、実際そんな狭い所は対象としていないのではないですか。
〇〇委員	小さい所はけっこうあります。崖の下でぜんぜん見えない所もありました。
〇〇委員	4番については農地と言われましたが、実際近くまで行っていないのでわかりませんが、道路や水路があるのか、機械が入っていけるわけではないと思うので、耕作できるかどうかわかりませんよね。
〇〇委員	例えば 100 m ² 以上は農地としてみなすけど、30 m ² 以下については農地とみなさないとか農業委員会で基準を設けたらいいと思います。
〇〇委員	大きい面積ならば、何かしないといけないと思いますが、正直言って、小さい面積ですので、現場まで行っていないので、何とも言えませんが、私たちが見た限りではそこまでトラクターなどの農業機械が入っていけるわけでもないので、農地としてみなせないと思いますが。
事務局次長	まず、今回調査の対象になっている農地ですが、転作野帳の中で林地となっており、転作としてカウントされている土地をピックアップしています。ですので、今回見ていただいた農地は転作野帳上すべて林地となっているものです。本日の農地パトロールで見られて、疑問を感じられたこともあったと思います。杉も植えられていない所でも、会長が言われたように、もしかしたらもう水路も無く、そこに辿りつく道も無いかもしれない所。杉が植えてある、植えてないも判断材料の1つですが、こういったことも判断材料として見ていただいて、これは農地から外しても問題ないのではないかとということで判断していただければと思います。
〇〇委員	今回のように小さい農地が4筆か5筆ある所の真ん中1つだけ非農地というのもおかしいと思います。以前、山手の方へ農地パトロールに行ったとき、非農地通知を持って行っても、何軒か結局出しに行けないということがありました。

事務局次長	<p>これまで続けてきたのは、転作野帳の中から3年以上連続で休耕されているという基礎資料を基にその土地をピックアップしてきました。地番をピックアップするために、その現状を見て休耕しているか、していないかを確認するには相当な時間と労力が必要になると思われますので、それを省く為にそういうやり方をしてきました。現在はそれが一段落しまして、次はどうするかということで、今回は、まず転作野帳で林地という扱いになっているものを確認しましょうとなりました。それで適切でないものは非農地とするというスタンスです。それが終わった段階で、今度は、皆さんが言われたように、実際に現地で耕作されていないか、本当にもう田に戻せないものをどう選んでいくかということ工夫していく必要があるかなど。すべてを見ていくと、対象地を選ぶために時間と労力も掛かりますし、皆さんに提示するまでの時間もかかってしまうということにつながります。</p>
〇〇委員	<p>去年も、1枚の田んぼの3分の1だけ調査するというものがあり、そんなことを調査するということが自分がおかしいと思っていました。</p>
事務局	<p>確認野帳で3分の1だけが休耕となっており、残りの3分の2は耕作しているという所がありました。</p>
〇〇委員	<p>3分の1は土が柔らかくて作っていないのですが、その3分の1だけを非農地にするというのはおかしいと思います。</p>
事務局次長	<p>そういうところも大変申し訳なかったですが、現地を見ていただいて判断していただき、田として残す所は残していくという形になってくると思います。</p>
〇〇委員	<p>事務局の進め方も、一つの方法としてわからなくもないですが、実際に完全に山になっている所を非農地通知で3筆か4筆を持っていきましたが、実際には他に50筆、100筆がいろんな所にあって、それを全部非農地にしてほしいと言われたことがあります。まだ、そう言ってくれる人がおられる家はいいいですが、もうほとんどわかる人がいなくなってきた、訊ねようにもそれができなくなってきた実態があります。押印して法務局に持っていただけと言っても、持っていかない。何十年もほったらかしになっていた所でも、そのままにしておいてくださいという話になるんです。実態として、どんどん話ができる人がい</p>

	<p>なくなってきています。そういう地区が実態としてあるということを知っていただいて、地区で誰かがまとめて申請できればいいのではないかなと思います。</p>
事務局	<p>山林化していて非農地になる農地が何十筆もあるかもしれないですが、確認野帳から対象を絞っておりますので、一度に個人の農地をすべて調査するというのは容易ではありません。他にも山林化している農地があるということであれば、個人申請という形で申請書を提出してもらい、調査するといった流れになります。地目変更につきましては市や地区が代行するというわけにはいきませんので、個人で行っていただいております。</p>
〇〇委員	<p>もう一度確認をしますが、農地、非農地の判断は、耕作できるかできないかで判断するのではなくて、非農地に該当しないものは農地にしておくということですか。</p>
〇〇委員	<p>耕作できる、できないであれば進入路や用排水が関係してきますが、非農地の条件に該当するものは非農地、該当しないものは農地ということですね。</p>
事務局	<p>その土地が森林となっているなど農地に復元することが著しく困難なものや、周囲の状況から継続した利用が困難なものが非農地となります。確認時点では耕作できないような場所であっても、抜根や整地等で農地に再生可能であれば農地となります。</p> <p>利用状況調査では、基本的に非農地化しているものには非農地通知を出し、再生可能だと判断したものについては今後どうしていくか利用意向調査をすることになります。今回につきましては、利用状況調査は全筆を調査することになっているため、普段あまり確認しない所を調査するという意味で、このような対象とさせていただきました。</p>
会長	<p>以上で無いようですので、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。</p> <p>閉会の挨拶を日光職務代理よりお願いします。</p>
職務代理	<p>皆さん、長時間の審議、ご苦勞様でした。農作業はひとまず一休みといったところだと思いますが、農業委員として大変な仕事が残って</p>

<p>おります。利用状況調査の際には、けがや事故等が無いよう注意していただき、報告をお願いいたします。以上で、10月の総会を終了いたします。皆さん、ご苦労様でした。</p>
<p>— 10月総会終了—</p>

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和3年10月6日

会長 宇 川 傳 治

議事録署名委員 12番 谷 口 修

13番 宮 西 勝 昇